

令和3年度

那智勝浦町職員追加募集要項
「一般行政職【身体障害者】・消防職」

那智勝浦町

1. 募集職種・募集人員・受験資格等

職 種	人 員	受 験 資 格 等
A 一般行政職 【身体障害者】	若 干 名	昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた人で高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は令和 4 年 3 月に卒業見込みの人(短期大学及び 4 年制大学卒業・見込みを含む)で以下の①、②のすべてに該当する人 ①身体障害者手帳(1～6 級)の交付を受けている人。ただし、自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる人 ②活字印刷物(文字の大きさが 10 ポイント程度)による出題に対応できる人
B 消 防 職	1 名	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた人(救急救命士の有資格者については、平成 5 年 4 月 2 日以降に生まれた人)で、高等学校卒業(又は同等)以上の学力を有する人又は令和 4 年 3 月に卒業見込みの人(短期大学及び 4 年制大学卒業・見込みを含む)

注 1 高等学校卒業(又は同等)とは、高等学校を卒業していること又は文部科学省が実施する「高等学校卒業程度認定試験」に合格していることをいう。

注 2 次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第 16 条に該当する人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 当町役場において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 住所要件

消防職については、採用後那智勝浦町内に居住できる人

3. 試験の方法

(1) 第一次試験

試験区分	試験種目	試験内容
A 一般行政職 【身体障害者】	教養試験 (75 分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20 分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	事務適性試験 (10 分)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査
B 消 防 職	教養試験 (75 分)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	職場適応性検査(20 分)	公務員としての職場生活への適応性検査
	消防適正試験 (15 分)	消防職員としての適応性を認知能力の面からみる検査

(2) 第二次試験(第一次試験合格者のみ)

論述試験、面接試験、体力テスト(消防職のみ)

4. 試験の日時及び場所

(1) 第一次試験 日 時
場 所

令和4年1月23日(日) 午前9時から

那智勝浦町役場 2階大会議室

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

Tel 0735-52-4811

終了予定時刻 12時頃

(2) 第二次試験の日時は、第一次試験の合格者に通知 ※2月中旬を予定。

5. 受験手続

町役場総務課及び各出張所備付け又は町ホームページよりダウンロードした採用試験申込書と受験票に必要事項を記入し、受験票は63円葉書の裏面に貼り付け、役場総務課へ提出してください。

受験申込書は、12月6日(月)から配布します。

※ 提出書類 ・採用試験申込書 ・受験票を貼り付けた葉書 ・身体障害者手帳の写し
(職種Aの申込者のみ)

6. 受付期間

令和3年12月20日(月)～令和4年1月11日(火)

(土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

郵送の場合は必ず特定記録郵便又は簡易書留で郵送することとし、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、「〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1 那智勝浦町役場総務課」あてに郵送して下さい。

(受付期間最終日 令和4年1月11日(火)午後5時**必着**)

7. 採用及び勤務条件

(1) 採用は、令和4年4月1日の予定です。

(2) 採用時の給料月額、基本として、次のとおりです。(令和3年4月1日現在)

職 種	大学卒	短大卒	高校卒
A・B	182,200	163,100	150,600

※卒業後に職歴等がある場合は、上記の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。

※上記のほか「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8. その他

受験に当たって提出していただいた受験申込書等は返却いたしません。また、試験に際しての交通費は支給いたしません。

受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載が判明した場合又は試験において不正の行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策に対する対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、受付時において、体調確認のため検温を実施し、37.5 度以上の発熱が認められた場合には、受験を控えていただくようお願いします。なお、これらのことによる欠席者に対する再試験はありません。
- (2) 受験日当日の試験会場では、感染症予防のため、マスクの持参・着用をお願いします。なお、本人確認の際には、試験確認の際には、試験係員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。
- (3) 試験室は換気のため、適宜窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- (4) 試験中は咳エチケットの順守と休憩時間中は、適宜、手洗いをするなど、感染症対策をしてください。

【受験のお問い合わせ】

那智勝浦町役場総務課 総務係 (電話) 0735-52-4811 内線 213・219